

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 簡易課税制度

**Q** : 消費税には簡易課税制度というのがあるそうですが、どのような内容のものですか？

**A** : 次のような内容のものです。

### 【解説】

簡易課税制度とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者に対し、控除対象仕入税額の計算を容易にするため設けられた制度で、課税標準額に対する消費税額から売上に係る対価の返還等にかかる消費税額を控除した残額に、次のみなし仕入率を乗じた金額を控除すべき課税仕入れの税額とみなして消費税額の計算ができるという内容のものです。

この制度の適用を受けるには、その受けようとする課税期間の開始の日の前日までに消費税簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、この制度をいったん選択すると、2年間は継続して適用しなければならず、選択を止める場合には止めようとする課税期間の開始の日の前日までに消費税簡易課税制度選択不適用届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。

(みなし仕入率)

卸売業 90%

小売業 80%

製造業、建設業、鉱業、農林水産業等 70%

飲食業、金融・保険業等 60%

不動産業、運輸通信業、サービス業 50%

